

愛媛県における平成14年度の化学物質の環境への排出状況等について

H16.3.29
環境政策課
(内線2349)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」第5条第2項に基づき、今年度事業者から届出のあった平成14年度の本県の排出量等の状況については、次のとおりです。

1 排出量等の届出状況

今年度は、県内425の事業所から届出がありました（昨年度比6事業所減、届出対象事業者の要件については別紙参照）。業種別及び市町村別の届出状況は、表1-1及び1-2のとおりです。

【表1-1 業種別の届出事業所数】 ()内は平成13年度の件数

業 種	届出事業所数		業 種	届出事業所数	
	全国	県内		全国	県内
金属鉱業	18	2 (1)	武器製造業	5	0 (0)
原油・天然ガス鉱業	30	0 (0)	その他の製造業	379	3 (2)
食料品製造業	337	1 (2)	電気業	108	1 (1)
飲料・たばこ・飼料製造業 ^(注1)	98	2 (2)	ガス業	43	0 (0)
繊維工業	213	3 (3)	熱供給業	5	0 (0)
衣服・その他の繊維製品製造業	41	0 (0)	下水道業	1,507	21(21)
木材・木製品製造業	227	0 (1)	鉄道業	41	0 (0)
家具・装備品製造業	99	0 (0)	倉庫業	126	3 (3)
パルプ・紙・紙加工品製造業	308	13(15)	石油卸売業	593	1 (2)
出版・印刷・同関連産業	300	1 (1)	鉄スクラップ卸売業	8	0 (0)
化学工業 ^(注2)	2,088	24(23)	自動車卸売業	39	0 (0)
石油製品・石炭製品製造業	175	4 (4)	燃料小売業	18,386	232(246)
プラスチック製品製造業	828	10(10)	洗濯業	115	1 (1)
ゴム製品製造業	225	1 (1)	写真業	1	0 (0)
なめし革・同製品・毛皮製造業	24	0 (0)	自動車整備業	164	0 (0)
窯業・土石製品製造業	446	1 (1)	機械修理業	18	0 (0)
鉄鋼業	307	2 (2)	商品検査業	5	0 (0)
非鉄金属製造業	480	7 (8)	計量証明業	11	1 (0)
金属製品製造業	1,297	5 (5)	一般廃棄物処理業	2,083	44(40)
一般機械器具製造業	469	12(11)	産業廃棄物処分業	527	7 (6)
電気機械器具製造業 ^(注3)	1,076	8 (7)	高等教育機関	73	1 (1)
輸送用機械器具製造業 ^(注4)	901	11 (9)	自然科学研究所	133	0 (0)
精密機械器具製造業 ^(注5)	160	3 (2)	合 計	34,517	425(431)

(注1) 酒類製造業及びたばこ製造業の届出数を含む。
(注2) 塩製造業、医薬品製造業及び農薬製造業の届出数を含む。
(注3) 電子応用装置製造業及び電気計測器製造業の届出数を含む。
(注4) 鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業及び船用機関製造業の届出数を含む。
(注5) 医療用機械器具・医療用品製造業の届出数を含む。

【表1-2 市町村別の届出事業所数】

()内は平成13年度の件数

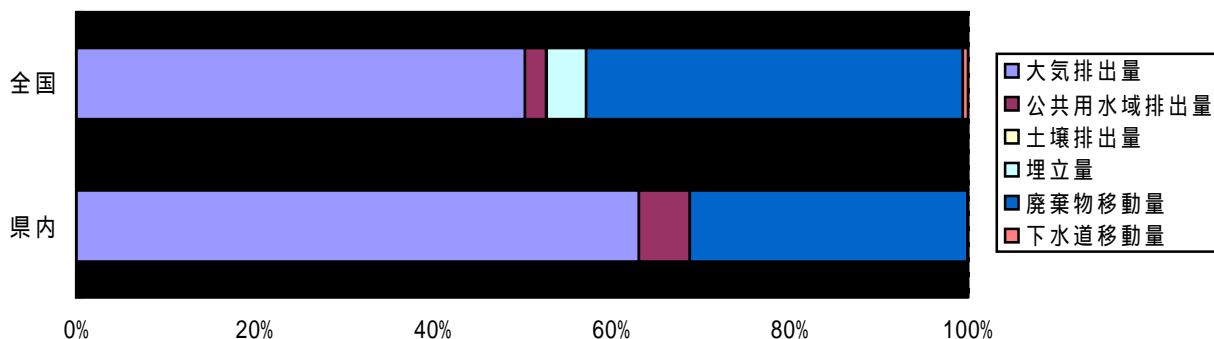
市町村名	件数	市町村名	件数	市町村名	件数	市町村名	件数
松山市	79(80)	玉川町	0(1)	面河村	0(0)	三瓶町	3(4)
今治市	34(31)	波方町	2(3)	美川村	1(2)	明浜町	2(2)
宇和島市	22(23)	大西町	3(4)	柳谷村	0(0)	宇和町	4(4)
八幡浜市	11(13)	菊間町	5(4)	小田町	3(3)	野村町	6(3)
新居浜市	45(42)	吉海町	3(2)	松前町	4(4)	城川町	2(3)
西条市	17(18)	宮窪町	2(1)	砥部町	5(6)	吉田町	7(7)
大洲市	14(14)	伯方町	2(3)	広田村	1(1)	三間町	2(2)
川之江市	16(19)	魚島村	0(0)	中山町	2(3)	広見町	7(7)
伊予三島市	13(13)	弓削町	3(4)	双海町	0(0)	松野町	1(1)
伊予市	6(7)	生名村	0(0)	長浜町	3(3)	日吉村	0(0)
北条市	10(10)	岩城村	3(4)	内子町	9(8)	津島町	5(5)
東予市	11(9)	上浦町	2(2)	五十崎町	1(1)	内海村	1(1)
新宮村	0(0)	大三島町	2(1)	肱川町	0(0)	御荘町	1(1)
土居町	6(6)	関前村	0(0)	河辺村	0(0)	城辺町	4(4)
別子山村	0(0)	重信町	6(5)	保内町	2(3)	一本松町	2(2)
小松町	6(6)	川内町	5(6)	伊方町	3(4)	西海町	2(1)
丹原町	3(3)	中島町	3(2)	瀬戸町	2(2)	合計	425
朝倉村	0(0)	久万町	5(7)	三崎町	1(1)		(431)

2 集計結果の概要

(1) 総排出・移動量について

本県においては、129物質について届出があり(別表1)、その県内総排出・移動量は10,193トン(13年度比613トン減)であり、全国(507,946トン)の2.0%を占め、全国都道府県中21番目に多い量となっています。その内、総排出量は7,014トン(13年度比452トン減)、総移動量は3,179トン(同161トン減)となっています(表2-1)。また、地域別総排出・移動量は、東予地域が県内の77.5%、中予地域が21.4%、南予地域が1.1%となっております(表2-2)。

【表2-1 総排出・移動量比率】



備考1 排出とは、事業活動にともなって、対象物質が環境中(大気、公共用水域、土壌)へ出て行くこと、並びに同一事業所内に対象物質を含む廃棄物を埋め立てること(埋立処分)。

2 移動とは、事業活動にともなって、対象物質を含む廃棄物が事業所外の場所に移されること。産業廃棄物として廃棄物処理業者に処分を委ねることや、自社の別の事業所に移して処分する「当該事業所の外への移動」及び対象物質を含む排水を下水道へ放流する「下水道への移動」を「移動」に分類し、届出を行う。

【表2-2 地域別排出・移動量】

()内は平成13年度実績

地域	排出量(トン)	移動量(トン)	合計(トン)	県内比率(%)
東予	5,816(6,086)	2,084(2,388)	7,900(8,474)	77.5(78.4)
中予	1,168(1,363)	1,018(849)	2,185(2,212)	21.4(20.5)
南予	30(17)	77(103)	108(120)	1.1(1.1)
計	7,014(7,466)	3,179(3,340)	10,193(10,806)	100.0

注) 東予：今治市、新居浜市、川之江市、伊予三島市、東予市、宇摩郡、周桑郡及び越智郡
 中予：松山市、伊予市、北条市、温泉郡、上浮穴郡及び伊予郡
 南予：宇和島市、八幡浜市、大洲市、喜多郡、西宇和郡、東宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡

排出・移動量の多い市町村、業種については、表2-3のとおりとなっており、上位5市町で全体の約3/4、上位5業種で全体の約9割を占めております。なお、市町村別及び業種別排出・移動量は別表2、3のとおりとなっております。

【表2-3 排出・移動量の多い市町村、業種】

・排出・移動量の多い市町村

順位	市町村名	排出量(トン)	移動量(トン)	合計(トン)	総排出移動量比(%)
1	松山市	936	921	1,857	18.2
2	新居浜市	1,194	648	1,842	18.1
3	伊予三島市	1,577	131	1,708	16.8
4	西条市	1,124	194	1,318	12.9
5	宮窪町	1	974	975	9.6

・排出・移動量の多い業種

順位	業種名	排出量(トン)	移動量(トン)	合計(トン)	総排出移動量比(%)
1	化学工業	1,345	1,458	2,803	27.5
2	船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,954	98	2,052	20.1
3	パルプ・紙・紙加工品製造業	1,512	129	1,641	16.1
4	プラスチック製品製造業	1,491	52	1,543	15.1
5	非鉄金属製造業	11	1,032	1,043	10.2

排出・移動量の多い物質は、表2-4のとおりとなっており、上位5物質で全体の約7割を占めています。

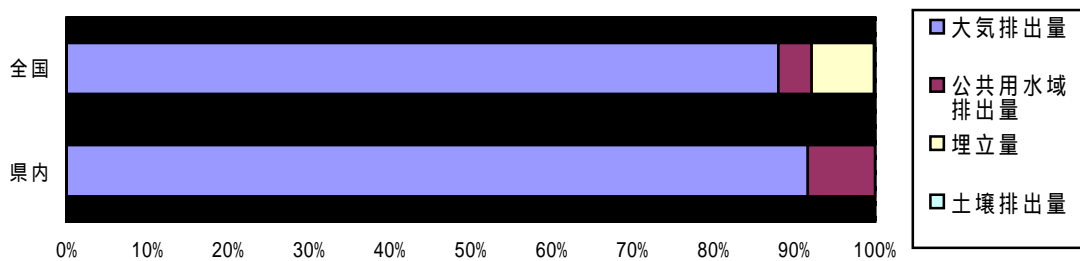
【表2-4 排出・移動量の多い物質】

順位	物質名	排出量(トン)	移動量(トン)	合計(トン)	総排出移動量比(%)
1	トルエン	2,900	226	3,126	30.6
2	キシレン	1,671	101	1,772	17.4
3	マンガン及びその化合物	2	1,046	1,048	10.3
4	ジクロロメタン(塩化メチレン)	619	77	696	6.8
5	エチレングリコール	31	589	620	6.1

(2) 総排出量について

県内総排出量の内訳は、大気への排出6,432トン(総排出量比91.7%、13年度比462トン減)、公共用水域への排出582トン(同8.3%、58トン増)、土壌への排出0.003トン(同0.0%、0.002トン減)、事業所内での埋立処分0.5トン(同0.0%、48トン減)となっており、全国総排出量(290,453トン)の2.4%を占めています(表2-5)。

【表2-5 総排出量の排出先別比率】



排出量の多い市町村、業種については、表2-6のとおりとなっており、上位5市町で全体の約3/4、上位4業種で全体の約9割を占めています。

【表2-6 排出量の多い市町村、業種】

・排出量の多い市町村

順位	市町村名	排出量(トン)	総排出量比(%)
1	伊予三島市	1,577	22.5
2	新居浜市	1,194	17.0
3	西条市	1,124	16.0
4	松山市	936	13.3
5	土居町	470	6.7

・排出量の多い業種

順位	業種名	排出量(トン)	総排出量比(%)
1	船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,954	27.9
2	パルプ・紙・紙加工品製造業	1,512	21.6
3	プラスチック製品製造業	1,491	21.3
4	化学工業	1,345	19.2
5	繊維工業	204	2.9

また、排出量の多い物質としては、表2-7のとおりとなっており、上位5物質で全体の約8割を占めています。

【表2-7 排出量の多い物質】

順位	物質名	排出量(トン)	総排出量比(%)
1	トルエン	2,900	41.3
2	キシレン	1,671	23.8
3	ジクロロメタン(塩化メチレン)	619	8.8
4	N,N-ジメチルホルムアミド	309	4.4
5	エチルベンゼン	204	2.9

大気及び公共用水域への排出の多かった物質としては、表2-8のとおりとなっており、いずれも上位5物質で排出量の約85%を占めています。

【表2-8 排出量の多い物質（大気、公共用水域）】

・大気

順位	物質名	排出量 (トン)	総大気排出 量比(%)
1	トルエン	2,899	45.0
2	キシレン	1,671	26.0
3	ジクロロメタン(塩化メチレン)	619	9.6
4	エチルベンゼン	204	3.2
5	スチレン	175	2.7

・公共用水域

順位	物質名	排出量 (トン)	総水域排出 量比(%)
1	N, N - ジメチルホルムアミド	281	48.3
2	- カプロラクタム	100	17.1
3	ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル	49	8.4
4	ふっ化水素及びその水溶性塩	35	6.0
5	エチレングリコール	29	5.0

(3) 特定化学物質の県内での排出等状況

P R T R法においては、届出対象354物質のうち、発ガン性を有するなど特に有害性の高い物質として、12物質を「特定第一種指定化学物質」に指定しております。表2-9に、県内における当該物質の排出等状況を示します。

【表2-9 特定第一種指定化学物質の排出状況】

単位：トン

物質名	排出量	移動量	合計
石綿	0	0	0 (0)
エチレンオキシド	12.3	0	12.3(11.7)
カドミウム及びその化合物	0.8	1.5	2.2 (2.4)
6価クロム化合物	0.4	0.0	0.5 (0.7)
クロロエチレン(塩化ビニル)	25.2	0	25.2(34.6)
ニッケル化合物	1.2	24.6	25.8(35.0)
砒素及びその化合物	2.7	1.8	4.4 (5.0)
ベリリウム及びその化合物	0	0	0 (0)
ベンジリジン=トリクロリド	0	0	0 (0)
ベンゼン	58.2	0.1	58.3(81.7)
メトキサレン	0	0	0 (0)

単位：g

物質名	排出量	移動量	合計
ダイオキシン類	10.2	9.9	20.1(29.3)

備考 ()内は平成13年度実績

(4) 届出外排出量の推計

経済産業省及び環境省では、対象事業者から届け出られた第一種指定化学物質の排出量以外の排出量（届出外排出量）について、以下の事項ごとに統計資料等をもとに推定・算出しております。

- ・対象業種：対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量その他の要件を満たさないため、届出対象とならないもの
- ・非対象業種：対象業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者からの排出量
- ・家庭：家庭からの排出量
- ・移動体：移動体（自動車、二輪車、特殊自動車、鉄道車両、船舶、飛行機）からの排出量

本県における平成14年度の届出外排出量は、7,585トンと推定されており、全国届出外排出量（589,082トン）の1.3%を占めており、その内訳は、表2-10のとおりとなっております（詳細は別表4及び5のとおり）。

【表2-10 届出外排出量の内訳】

項目	排出量 (トン)	総届出外 排出量比(%)
対象業種	2,240	29.5
非対象業種	1,924	25.4
家庭	1,184	15.6
移動体	2,236	29.5
自動車	1,514.1	/
二輪車	382.9	
特殊自動車	131.3	
船舶	204.4	
鉄道車両	3.3	
航空機	0.3	

また、届出外排出量の多い物質については、表2-11のとおりとなっており、上位5物質で全体の約6割を占めています。

【表2-11 届出外排出量の多い物質】

順位	物質名	排出量 (トン)	総届出外 排出量比(%)
1	トルエン	1,648	21.7
2	キシレン	1,436	18.9
3	ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル	496	6.5
4	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	455	6.0
5	ホルムアルデヒド	343	4.5

3 事業所別データの開示請求

国では、3月29日(月)より、全国の個別の事業所から届出のあった排出量等のデータについて、一般の方からの開示請求を受け付けております。

開示手続の方法等につきましては、以下の窓口までお問い合わせください。

・経済産業省

経済産業省製造産業局化学物質管理課 P R T R 担当

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

Tel 03-3501-1511 (内線3694、3695) Fax 03-3580-6347

ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/>

[chemical_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

・環境省

環境省環境保健部環境安全課内 P R T R 開示窓口

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 合同庁舎第5号館25階

Tel 03-3581-3351 (内線6356) Fax 03-3580-3596

ホームページ <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

(別紙)

届出対象事業者の要件

以下の3つの要件に全て該当する事業者については、P R T R法に基づく第一種指定化学物質の排出量等の届出が必要です。

1 対象業種

営んでいる業種が表1-1の業種に該当する事業者

2 従業員数

事業者全体として、常時使用される従業員数が21人以上の事業者

3 事業所の要件

次のいずれかの事業所を有する事業者

いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が5トン以上(平成16年度届出からは1トン以上)である事業所

いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5トン以上である事業所
金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物
その他の施設が設置されている事業所

下水道業を営み、下水道終末処理施設が設置されている事業所

ごみ処分業又は産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む)を営み、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物
処理施設が設置されている事業所

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設が設置されている事業所

なお、～を有する事業者については、(特定)第一種指定化学物質の年間取扱量にかかわらず、1及び2の要件に該当する場合、届出が必要です。